# 介護の理論に基づいた生活支援技術の教授法に関する一考察 ~移乗介助の方法を例として~

A Study on Teaching Method of Life Support Technology Based on Care Theory

As an Example of Transfer Assistance ~

宮下 史惠\* · 村中 典子\*\* Fumie MIYASHITA \* · Noriko MURANAKA \*\*

\*旭川大学短期大学部
\*\*旭川大学非常勤講師

### Abstract

In our country, I predict that aging advances more with 2025 that becomes more than 75 years old in post-baby boom generation near at hand. I think that it is the duty of the care worker training facilities school to bring up a higher quality care worker to cope with the care service by these social conditions. Therefore the curriculum of the care worker training course was reorganized in 2009 (21, Heisei) years and inspected a support technology based on an important theory in the turning point called ten years.

In a precedent study, the writer states that a student is weak in transfer assistance. I performed a questionnaire to the A junior college part student which finished care training.

As a result, the student was able to have the intention that it enabled to repeat the number of times of the transfer support. However, in care training, I did not obtain a result about the point whether made use of the learning that deepened a theory of the care in support. Because I recognized that a further review is necessary for a teaching method, I report it here.

### 抄録

我が国では、団塊の世代が75歳以上となる2025年を間近に控え、更に高齢化率は一段と進むことが予測される。この社会情勢での介護サービスに対応するために、より質の高い介護福祉士を育成することが介護福祉士養成施設校の責務であると考える。そのために、2009(平成21)年に介護福祉士養成課程のカリキュラムが再編成され10年という節目において、学生は、その重要な介護の理論を意識して生活支援技術は展開できているか検証することを目的とした。

そこで、先行研究において述べられていた、学生が、最も自信がないと挙げている移乗介助支援 について、介護実習を全時間終了した A 短期大学部学生にアンケートを実施した。

その結果、学生は生活支援技術の実施回数を重ねることで、自信を持ち提供できたという自覚に結びついた。しかし、介護実習において、介護の理論を深めた学習を生活支援に活かし実践していたかという点については、明らかな結果を得ることができず、教授法に更なる工夫が必要であると認識したため、ここに報告する。

### I. はじめに

1987 (昭和62) 年に施行された社会福祉士及 び介護福祉士法の第2条の第2項に介護福祉士 とは次のように定義されている。10『この法律に おいて「介護福祉士」とは、(中略)、介護福祉 士の名称をもちいて、専門的知識及び技術をも って、身体上又は精神上の障害があることによ り日常生活を営むのに支障がある者につき心身 の状況に応じた介護(喀痰吸引その他のその者 が日常生活を営むのに必要な行為であって、医 師の指示の下に行われるもの(厚生労働省令で 定めるものに限る。以下[喀痰吸引等]という。) を行い、並びにその者及びその介護者に対して 介護に関する指導を行うこと(中略)を業とす るものをいう。』同法律が施行された当初は、 「心身の状況に応じた介護(中略)」の部分が、 「入浴、排せつ、食事その他の介護 | というもの であった。しかし、認知症高齢者等の増加によ り、介護サービスが必要をされる者の心身の状 況も大きく変化してくる中で、入浴や排せつ、 食事などのいわゆる三大介護のみの視点では介 護福祉士の担う役割にそぐわないという理由に より、2007 (平成19) 年に現在の定義に改定さ れた。それに伴い、介護福祉士養成課程カリキ ユラム(以下、カリキュラムという)の大幅な 変更も行われた。それまでのカリキュラムは 「介護技術」「医学一般」「老人福祉論」などのよ うに科目となっていたが、日本国憲法の三大原 則の一つである基本的人権の尊重に基づき「介 護」「人間と社会」「こころとからだのしくみ」 の3領域に介護福祉士養成新カリキュラム(以 下、新カリキュラムという)に再構成された。 (図1)

また、2003 (平成15) 年6月、厚生労働省老 健局長の私的研究会である高齢者研究会により 「2015 (平成27) 年の高齢者介護~高齢者の尊 厳を支えるケアの確立に向けて~|戦後のベビ ーブーム世代(いわゆる団塊の世代)が65歳以 上になる 2015 (平成 27) 年までに実現すべき課 題を報告書としてまとめたものである。介護保 険制度が目指す「自立支援」とその根底にある 日本国憲法の3つの柱の一つである基本的人権 の尊重からくる「尊厳の保持」を戦後のベビー ブーム世代が高齢者になり、ケアの必要性が生 じたときにどのような視点が重要になるのかを まとめたものである。それは、次の4点からな る。(1) 介護予防・リハビリテーションの充実 (2) 生活の継続性を維持するための新しい介護 サービスの体系(3)認知症高齢者ケアの確立 (4) サービスの質の確保と向上20。特に(4)の サービスの質の確保と向上は、介護技術等が従 来まで経験等のみに基づいていて提供されてい たものを、高齢者個々の状況を的確に把握し、 それに応じるため介護の理論に基づいたケア を提供する必要があるとされた。このことが契 機となり、求められる介護福祉士像が明確化さ れた。(図2)このように、社会情勢の変遷とと もに変化してきた「求められる介護福祉士像|

人間と社会

医療的ケア こころとからだの しくみ

「介護」に必要な周辺知識を 「人間と社会」「こころと からだのしくみ」で学ぶ

バックアップ

介護

バックアップ

「その人らしい生活」を支えるために 必要な介護福祉士としての専門的技術・ 知識を「介護」で学ぶ

図 1

を達成するため新カリキュラムが再編成され 10年が過ぎた。この間に高齢化率は2003(平成 15) 年の 19.0%3から 2018 (平成 30) 年の 28.1%4) とさらに進み、また、団塊の世代が75歳以上と なる 2025 年を間近に控えた 2018 (平成 30) 年 の介護保険受給者の同世代人口比では、これら の世代のうち、男性は25%、女性は20%<sup>8)</sup>が 実際に介護サービス受けているという現状が報 告されている。この割合からもわかるように、 その中でより質の高いサービスを常に提供でき る介護福祉士を養成し続けることが介護福祉士 養成施設校(以下、養成校という)の責務であ ると考える。そこで、学生は、生活支援技術を 学び、それが学外介護実習において介護の理論 を意識して活かすことができているかについて 検証することとした。これまでの先行研究にお いて植木、田川(2012)らが、学生が最も自信 のない生活支援技術の項目として挙げている 「ベッドから車椅子への移乗介助の方法」5 につ

いて、厚生労働省で定める介護福祉士養成課程 において必須とする介護実習iを全区分終了し た学生にアンケートをとり、その集約の結果を もとに教授法のあり方を進化させていきたいと 考えた。

### Ⅱ. 研究方法

# 1. 調査の対象者

介護福祉士養成施設校2年教育課程において、社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則における介護実習を全終了したA短期大学部2年生18名の学生

# 2. 実施期間・方法

2018年12月6日、講義終了後に無記名式のアンケート調査を施行

# 3. 倫理的配慮

研究内容と目的が記載してある紙面を配布

#### 求 80 b れ る 介 護 福 祉 +像 資格取得時の到達目標 これまで求められた介護福祉士像 今回の改正で目指すべき像 (平成20年12月18日社会保障業議会編祉部会) 資 1 草厳と白立を支えるケアを実践する 1. 尊厳を支えるケアの実践 1. 他者に共感でき、相手の立場に立って考え 2. 専門職として自律的に介護過程の展開がで 2. 現場で必要とされる実践的能力 られる姿勢を身につける。 きる 3. 自立支援を重視し、これからの介護ニー 2. あらゆる介護場面に共通する基礎的な介護 格 3. 身体的な支援だけでなく、心理的・社会的 の知識・技術を翌得する。 ズ、政策にも対応できる 支援も展開できる 4. 施設・地域(在宅)を通じた汎用性ある能 3. 介護実践の根拠を理解する。 Ħν 4 介護ニーズの複雑化 多様化 高度化に対 4. 介護を必要とする人の潜在能力を引き出 応し、本人や家族等のエンパワメントを重視し し、活用・発揮させることの意義について理解 5 心理的・社会的支援の重視 た支援ができる 6. 予防からリハビリテーション、看取りま できる。 に対 5. QOL(生活の質)の維持・向上の視点を持っ で、利用者の状態の変化に対応できる 5. 利用者本位のサービスを提供するため、他 て、介護予防からリハビリテーション、看取り 職種連携によるチームアプローチの必要性を理 7 多職種協働によるチームケア る基本的な介護を 一時 まで、対象者の状態の変化に対応できる 解できる。 8. 一人でも基本的な対応ができる 6. 地域の中で、施設・在宅にかかわらず、本 9.「個別ケア」の実践 6. 介護に関する社会保障の制度、施策につい 人が望む生活を支えることができる ての基本的理解ができる。 の 10. 利用者・家族、チームに対するコミュニケ 7. 関連領域の基本的なことを理解し、多職種 7. 他の職種の役割を理解し、チームに参画す ーション能力や的確な記録・記述力 提供でき 協働によるチームケアを実践する る能力を養う。 11. 関連領域の基本的な理解 介 8. 本人や家族、チームに対するコミュニケー 12 高い倫理性の保持 8. 利用者ができるだけなじみのある環境で日 ションや、的確な記録・記述ができる 常的な生活が送れるよう、利用者ひとりひとり 9. 制度を理解しつつ、地域や社会のニーズに の生活している状態を的確に把握し、自立支援 対応できる に資するサービスを総合的、計画的に提供でき 10. 介護職の中で中核的な役割を担う る能力を身につける。 9. 円滑なコミュニケーションの取り方の基本 を身につける。 10 的確な記録・既述の方法を身につける。 北 11. 人権擁護の視点、職業倫理を身につける。 性

【出典】 平成 30 年度 旭川大学短期大学部生活学科生活福祉専攻介護実習要項より

厚生労働省 今後の介護人材養成の在り方に関する検討会 第1回資料(平成21年3月29日)及び

厚生労働省 第 20 回社会保障審議会福祉部会「介護人材に求められる機能の明確化とキャリアバスの実現に向けて」(福祉人材確保専門委員会報告書)(平成 29 年 12 月 18 日) を一部改変

し、本研究への協力は自由意志であること、またその内容は、個人を断定できないよう配慮 し、研究以外の目的には使用しないことを前提 にアンケート用紙の記入方法を説明した。

そして、この結果は、紀要掲載予定であることを説明し、回収箱にアンケート投函をもち同意を得たこととした。

# Ⅲ. 結 果

対象者の概要は、表1に示してあるように、 18名中17名の回答があり、回収率は94.4%であ った。そのうち、記入漏れなどの欠損を除き有 効同答数 12 件であった。(有効回答率 70.6%) その12件の属性として、性別においては男性4 名(33.3%)、女性8名(67.0%)であった。年齢 は 19 歳 2 名 (17.0%)、20 ~ 21 歳 9 名 (75.0%)、 40歳代1名(8.3%)であった。実習を行った施 設の種別は、介護実習 I 区分(以下、実習 I と いう) においては特別養護老人ホーム5名 (41.7%)、介護老人保健施設3名(25.0%)、障 害者施設1名(8.3%)小規模多機能型居宅介護 施設2名(17.0%)住宅型有料老人ホーム1名 (8.3%) であった。介護実習Ⅱ区分(以下、実 習 Ⅱという) においては特別養護老人ホーム8 名(66.7%)、介護老人保健施設3名(25.0%)、

障害者施設1名(8.3%)であった。

実習での移乗支援の経験回数について(表2) であるが、実習Iでは、「一人で実施した」と 「全く行っていない」は () 人であった。 「指導の もとに実施した | のみと回答した学生は6名 (50.0%)、「見学して理解した」と回答した学生 は2名(167%)、この両方に同答した学生は4名 (33.3%) であった。「指導のもとに実施した」 学生は、1回、2回、3回、5回と7~8回はそ れぞれ1名(8.3%) ずつであった。さらに10 回は2名(16.7%)、20回、30回は1名(8.3%)、 回数の記載がないものも2名(16.7%)いた。「見 学して理解した | 学生は、5 回 1 名 (8.0%)、10 回3名(25.0%)、30回1名(8.3%)、無回答は 1名(8.0%)いた。介護実習Ⅱでは「全く行っ ていない | と「一人で実施した | のみ回答した 学生は0人であった。「指導のもとに実施した」 のみに回答した学生は6名(50.0%)、「見学し て理解した | のみに回答した学生は1名(8.3%) あった。「一人で実施した」と「指導のもとに実 施した | に回答した学生は 0 名であった。 「指導 のもとに実施した」と「見学して理解した」に 回答した学生は3名(25.0%)。「一人で実施し た」と「指導のもとに実施した」、「見学して理 解した」に回答した学生は2名(16.7%)であ

表1 対象者の概要

n=18

調査項目	内訳	人数	割合 (%)
性別	男性	4	33.3
	女性	8	66.7
年齢	19 歳	2	16.7
	20~21歳	9	75.0
	40代	1	8.30
実習施設の種別(実習 I)	特別養護老人ホーム	5	41.7
	介護老人保健施設	3	25.0
	障害者施設	1	8.3
	小規模多機能型居宅介護施設	2	16.7
	住宅型有料老人ホーム	1	8.3
実習施設の種別(実習Ⅱ)	特別養護老人ホーム	8	66.7
	介護老人保健施設	3	25.0
	障害者施設	1	8.3
	小規模多機能型居宅介護施設	0	0.0
	住宅型有料老人ホーム	0	0.0

注)割合は小数点第2位 四捨五入で示した

耒	2	経験	回	数
<b>1</b> X	_	小土州大	ᆮ	ᅑᄎ

	介護実習 I		介護実習Ⅱ			n=18
	回数	人数	(%)	回数	人数	(%)
一人で実施した		0	0.0	2	1	8.3
一八で美胞した		0	0.0	10	1	8.3
	1	1	8.3		2	16.7
	2	1	8.3		0	0.0
	3	1	8.3		1	8.3
	4	0	0.0		1	8.3
	5	1	8.3		0	0.0
指導のもとに実施した	$7 \sim 8$	1	8.3		0	0.0
	10	2	16.7		2	16.7
	$10 \sim 15$	1	8.3		1	8.3
	20	1	8.3		1	8.3
	約 20	1	8.3		1	8.3
	30	1	8.3		0	0.0
	欠損回答	2	16.7		2	16.7
	5	1	8.3		0	0.0
見学して理解した	10	3	25.0		2	16.7
	10 以上	0	0.0		1	8.3
	30	1	8.3		1	8.3
	欠損回答	1	8.3		1	8.3
全く行っていない		0	0.0		0	0.0

注)割合は小数点第2位 四捨五入した。

表3 結果について

n=18

	介護実習 I	介護実習Ⅱ
できた	4 (33.3)	9 (75.0)
できなかった	7 (58.0)	1 (8.0)
その他	1 (8.0)	3 (25.0)

注) 数字は人数 (%)、小数点第2位 四捨五入した

った。「一人で実施した」学生は2回と10回に それぞれ1名(8.3%)ずつであった。「指導のも とに実施した」学生は、1回が2名(16.7%)、3 回が1名(8.3%)、4回が1名(8.3%)であっ た。また、10回は2名(16.7%)、10~15回は 1名(8.3%)、20回が1名(8.0%)、約20回が 1名(8.0%)であった。回数のないものは2名(16.7%)いた。「見学して理解した」学生は、 10回は2名(16.7%)、10回以上は1名(8.3%)、 30回が1名(8.3%)、欠損回答は2名(16.7%)いた。

移乗介助を行った結果について(表3)実習 Iでは「できた」としたものが4名(33.3%)、 「できなかった」としたものは7名(58.0%)、 「その他」は1名(8.3%)であった。実習Ⅱでは、「できた」としたものは9名(75.0%)、「できなかった」としたものは1名(8.3%)、「その他」は3名(25.0%)であった。尚、「できなかった」と「その他」の両方に回答をした学生がいたるため合計は母体数と一致しない。

自由記述については、性別の違い、実習施設の種別、生活支援技術の経験回数、自己評価をカテゴリー分類し、表 4-1、表 4-2としてまとめた。実習 I・実習 Iにおいて、学生が難しいと挙げる生活支援技術の有無とその理由について表 5 にまとめた。

表4-1 介護実習 [における移乗介助の自己評価

n=18

できるようになった	性別	年齢	実習施設の 種別	一人で実 施した	指導のもとに 実施した	見学して理 解した	全く行って いない
毎回同じ利用者だったため、その人にあった介助方法が身についた	女	20	小規模多機能 型居宅介護		欠損回答	欠損回答	
車椅子からベッドへの移乗はできた	女	20	特別養護老人 ホーム		3回		
機械浴をされる方の移乗を危険なく、安全に行えた。	女	21	特別養護老人 ホーム		欠損回答		
移動を行っている様子と利用者の身体状況 (パーキンソン氏病や円背がある)等を理解し、その人にあった介助の方法を考えることができた。	男	20	特別養護老人 ホーム			5回	
できなかった	性別	年齢	実習施設の 種別	一人で実 施した	指導のもとに 実施した	見学して理 解した	全く行って いない
技術が未熟で指導の下であっても不安 であった。	女	20	特別養護老人 ホーム		20 回	10 回	
見学のみで実際に行っていないため	女	20	特別養護老人 ホーム			10 回	
車椅子に座っている利用者を正しい姿 勢に直す介助が、指導の下でも上手くで きなかった	女	20	小規模多機能 型居宅介護		1回		
利用者とのタイミングが合わなかった。 しっかりと声をかけられなかった。	女	20	介護老人保健 施設		2回		
練習不足	男	40代	介護老人保健施設		10 回	30 回	
おっかなびっくりで行い、練習したこと が上手く発揮できなかった。	男	20	特別養護老人 ホーム		10 回		
欠損回答	女	20	障害者施設		5回		
その他	性別	年齢	実習施設の 種別	一人で実 施した	指導のもとに 実施した	見学して理 解した	全く行って いない
同意を得て、しっかりとできるときもあればできない時もあった。	男	19	住宅型有料老 人ホーム		7~8回	10 回	
							(++rh 2010)

(村中 2018)

# 表4-2 介護実習 II における移乗介助の自己評価

n=18

できるようになった	性別	年齢	実習施設の 種別	一人で実 施した	指導のもとに 実施した	見学して理 解した	全く行って いない
ユニットの利用者全員の介助をした。毎日異なる職員の指導を得て、良いと思ったことを 参考に自分なりのやりやすさを見つけた。	女	20	特別養護老人 ホーム		欠損回答	欠損回答	
指導の下であれば、行うことができる程 度には自信がついた。	女	20	特別養護老人 ホーム		1回	10 回	
指導者が細かく指導して下さった。	女	21	障害者施設		10 回		
理学療法士の指導、見守りの下3回目に はできるようになった。	女	20	介護老人保健 施設		3回		
声かけがしっかりできた。	女	20	特別養護老人 ホーム		約 20 回		
欠損回答	女	20	障害者施設		10 回		
自信をつけてもらったことで、不安感が 軽減した。	男	40代	特別養護老人 ホーム	10 回	20 回	30 回	
前の実習で教わったことを活かし、自信 をもって行うことができた。	男	20	特別養護老人 ホーム		4回		
担当した利用者は動ける方だったため、 見守りがほとんどだった。	男	20	介護老人保健 施設	2回	1回	10 回以上	
できなかった	性別	年齢	実習施設の 種別	一人で実 施した	指導のもとに 実施した	見学して理 解した	全く行って いない
ボディメカニクスを上手く活用できず、 利用者に負担をかけた。	女	20	特別養護老人 ホーム		約 20 回		
その他	性別	年齢	実習施設の 種別	一人で実 施した	指導のもとに 実施した	見学して理 解した	全く行って いない
担当利用者が一人で移乗できる方であった。	女	20	介護老人保健 施設			欠損回答	
できたときもあったが、上手くいかず職 員の行ってもらったこともあった。	女	21	特別養護老人 ホーム				
しっかりできる時もあれば、できない時 もあった	男	19	特別養護老人 ホーム		7~8回	10 回	
							(++++ 2010)

(村中 2018)

# Ⅳ. 考 察

アンケートの結果をもとに、移乗介助の生活 支援技術の習得が「できた」あるいは「できな かった」理由を検証しつつ、考察を行う。この 判断の要因はどこにあるかを検証するために、 実習施設の種別や性別、年齢そして回数を表5 にまとめた。表 5-1 は実習 I、表 5-2 は実 習Ⅱの結果である。実習Ⅰでは、できるように なったとした学生が4名(33.3%)であったのに 対し、実習Ⅱにおいては、それが9名(75.0%) となっている。「できなかった」とした学生も実 習 I は7名(58.0%)であったが、実習Ⅱにお いてはわずか1名(8.3%)であった。その結果 要因の一つとしては、介護実習中に指導を受け ながら実技の回数を重ね、経験を積むことで自 信がつき、できたという判断につながったと考 える。その根拠としては、経験回数をみると実

習 [では「一人で実施した」のは 0人であった。 しかし、実習Ⅱではのべ回数として12回、「指 導のもとの実施した | のは実習 I でのべ回数で 59~60回であるのに対し、実習Ⅱにおいては、 95~96回という数値からもわかる。自由記述 のなかにおいても実習Ⅱでは実習Ⅰで教わった ことを活かし、自信をもって行うことができ た、回数を重ねることで自信にもつながってい ったとの記述回答がある。さらに、できたと判 断した4名(333%)は、支援技術の提供者が 毎回同じ要介護者であったという記述理由か ら、支援方法が身についたと経験を積むことで できたと判断していることが読み取れる。ま た、反対に実習Iにおいて、できなかったとし た自由記述の中の練習不足や技術の未熟、見学 のみという経験の少なさを理由にあげており、 これらのことより経験回数が要因の一つとして

# 表 5 介護実習において難しいと感じた生活支援技術とその理由

n=18

性別	年齢	介護実習Iの種別	介護実習Iの種別	難しいと感じた生活支援技術	その理由
男	19	住宅型有料老人ホーム	特別養護老人ホーム	おむつ交換、着脱介助、排泄 介助、食事介助	行った介助がすべて難しい生活支 援技術であった。
男	49	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム	軟便の処理	短時間で適切に拭き取る事ができ なかった。どの程度拭くべきなの かよくわからなかった。
男	20	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム	ベッドから車椅子への移乗	ゆっくりやればその分利用者に負担がかかるが、急いでやると事故のもとにあるので、的確に速く介助することが難しかった。
男	20	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	特にない	
女	20	小規模多機能型居宅介護	特別養護老人ホーム	移乗、体位変換、おむつ交換	全身あるいは関節の拘縮、が強く、 どのように動かしてよいかわから ない。また、自ら言葉を発せない 方に対する介助も難しかった。
女	20	特別養護老人ホーム	介護老人保健施設	衣服の着脱介助	実習Ⅱを行う頃には、授業でやったことを忘れてしまっていた。
女	20	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	夜間実習時のおむつ交換	
女	20	特別養護老人ホーム	障害者施設	布おむつのおむつ交換	実習Ⅱ実習の実習先は布おむつを 使用していたが、実習Ⅰや授業で 布おむつ交換を行う機会がなかっ たから
女	20	小規模多機能型居宅介護	介護老人保健施設	移乗介助	普段何気なく行っている動作でも、体の構造を理解できていないと介助できなかった。見よう見まねではできなかった。
女	20	介護老人保健施設	特別養護老人ホーム	夜間帯でのパット交換	利用者が睡眠中の夜間帯に短い時間でパット交換しなければならないため、睡眠時間減らさないよう支援することが大変だった。
女	19	障害者施設	特別養護老人ホーム	食事介助、入浴介助、おむつ 交換	食べてもらえない時にはどのようにすればよいか困った。入浴介助で洗ったつもりでも洗えていなかったり、利用者の状態にあわせて介助を行うのが難しかった。
女	21	特別養護老人ホーム	特別養護老人ホーム	舌が常に口から出ている方の 食事、飲水介助	舌でおしだされるため、飲み物や 食べ物が口に入らなかった。
					(一部修正加筆 村中 2018)

(一部修止加筆 村中 2018)

判断ができると考える。経験回数は性別や年齢、実習施設の種別等カテゴリーによる違いは みられなかった。

それ以外の要因としては、介護実習指導者 (以下、指導者という)の細かい指導によりでき たと記述した学生が、実習 I ではいなかった が、実習 II では記述にあり、実習における指導 者の重要性は見逃せないところであると思われ る。しかし、具体的にどのような指導を受け、 学生がそれをどのように理解し、自信へとつな げていったのかを判断するまでの事実は不明で あるため、指導の重要性を要因の一つと断定す ることは難しい。

さて、ここで介護の理論を活かした生活支援 技術の提供ができていたかという点での検証に 進みたい。介護の理論を生活支援技術に活かす ということは具体的にどのようなことかという と単に経験等に基づいたものではなく、要介護 者のその時の個々の状況を的確に判断し、生活 支援技術を提供していくことと考え、これは、 A 短期大学部で使用している「介護の基本Ⅱ」の 教科書にも明確に記載されている。2 今回のア ンケートの結果からは、移動介助の生活支援技 術の習得が「できた」か「できなかった」を判 断した理由のなかに「介護の理論」つまり、要 介護高齢者の個別性の把握という視点での明確 なものは見受けられなかったため、十分な検証 をおこなうことは不可能であると考える。しか し、自由記述の中に要介護高齢者とのタイミン グが合わなかった等、個々の把握が十分でなか ったために、生活支援技術ができなかったと思 われる記述もある。また、ボディメカニクスを 上手く使えなかったなど、理論と技術が結びつ かないことでできなかったと分析を行っている 学生もいた。さらに移乗介助以外に難しい生活 支援技術はあったか、との問いにおいてその理 由の中に、「普段何気なく行っている動作でも、 体の構造を理解できていないと介助できなかっ た」、「見よう見まねではできなかった」、「食事 介助において舌で押し出されるため、飲み物や 食べ物が口にはいらなかった」、「食べてもらえ ない時にはどのようにするとよいかわからなか った」など、生活支援技術を提供する上においては、単に模倣するだけでは技術の習得にはつながらないとその理論に結びつくような言語化ができている学生もおり、更に個々の要介護高齢者の状態を適切に把握する能力を高めていくことが重要であると考える。

# Ⅴ. 今後の課題

生活支援技術の習得には、経験や回数を重ねることが重要であるとの結論に至った。そのため、学生が、介護実習の場のみならず学内の演習授業においても生活支援技術の反復練習を行うことのできる機会を積極的に設けていくことは今後も必要なことである。その一方で、介護の理論と生活支援技術の方法を結び付けた学習を構築するためには、「できた」「できなかった」と判断した根拠を自らが確認することが重要であり、学生自身が言語化できることが必要であると考える。その結果、理論とはどのようなことなのかを具体的に統合できると考える。今後の課題としては生活支援技術の講義においてそれができるような教授法を工夫していくことであると考える。

# 参考文献

- 社会福祉士及び介護福祉士法 1987 (昭和 62) 年制定
- 2) https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/ke-ntou15kourei/2.html
- https://www.mhlw.go.jp/bunya/ seikatsuogo/dl/shakai-kaigo-yosei02.pdf
- 4) 平成 30 年度旭川大学短期大学部生活学科 生活福祉専攻介護実習要項
- 5) 植木明子・田川千秋:根拠に基づいた生活 支援技術の取得~事例に基づいた実技試験 を通して~ 長崎女子短期大学紀要 第 36号 平成23年度
- 6)「編集」介護福祉士養成講座編集委員会新・介護福祉士養成講座 4 介護の基本Ⅱ 中央法規
- 7)「編集」介護福祉士養成講座編集委員会 新·介護福祉士養成講座 6生活支援技術

- I 中央法規
- 8)「編集」介護福祉士養成講座編集委員会 新·介護福祉士養成講座 7生活支援技術 II 中央法規
- 9)「編集」社会福祉士養成講座編集委員会 新・社会福祉士養成講座 13 高齢者に対す る支援と介護保険制度 中央法規
- 10) https://www.chiba.med.or.jp/personnel/ nursing/cmgsc/pdf/150226.pdf
- 11) 大川弥生著 「よくする介護」を実践するためのICFの理解と活用 目標指向的介護に立って 中央法規
- 12)Virginia Henderson 著 訳 稲田八重子他 看護の本質(THE NATURE OF MURSI-NG)現代社
- 13) 見陣史惠・村中典子:介護福祉士養成施設 校カリキュラムの課題の関する一考察~旭 川大学短期大学部専攻科を例として~ 旭 川大学短期大学部紀要 第43号 2013年 3月

## 引用文献

- 社会福祉士及び介護福祉士法 1987 (昭和 62) 年制定 2007 (平成19) 年12月改正 2011 (平成23) 年6月改正
- 2) https://www.mhlow.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi kaigo/

- seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/index 00001.html2
- 3) https://www.mhlw.go.jp/topics/kaigo/kentou15kourei/2.html
- 4)「編集」介護福祉士養成講座編集委員会 新・介護福祉士養成講座 4 介護の基本Ⅱ P5~7
- 5) https://www.mhlow.go.jp/stf/ seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/ seikatsuhogo/shakai-kaigo-yousei/ index 00001.html2
- 6) https://www.8.cag.go.jp/horei/ whitepaper/w-2004/zenbun/pdf/ h16\_1chag\_1.pdf
- 7) https://www.asahi.com/articles/ ASL9J7SlWL9JUBQUOOT.html
- 8) https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/kaigo/kyufu/16/dl/11.pdf
- 9) 植木明子・田川千秋:根拠に基づいた生活 支援技術の取得~事例に基づいた実技試験 を通して~ 長崎女子短期大学紀要 第 36号 平成23年度 P.101

i 介護福祉士養成施設校における介護実習

<sup>(</sup>昭和62年厚生省令第50号 社会福祉士介護福祉士学校養成施設指定規則)

新教育カリキュラム実習の「ねらい」として以下の2点に対応できるよう掲げられた。

①様々な生活の場における個々の生活リズムや個性を理解した上で、個別ケアを理解し、利用者・家族とのコミュニケーションの実践、介護技術の確認、多職種協働や関係機関との連携を通じたチームの一員としての介護福祉士の役割について理解する学習

②利用者の課題を明確にするための利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった介護過程を展開し、他科目で学習した知識や技術を総合して、具体的な介護サービスの提供の基本となる実践力を習得する学習

実習は介護福祉士の養成課程において非常に重要な要素であり、実習施設・事業等を以下の2区分として趣旨に即して基準を設定された。

 <sup>「</sup>実習施設・事業等(I)

利用者の生活の場である多様な介護現場において、利用者の理解を中心とし、これに併せて利用者・家族との関わりを通じたコミュニケーションの実践、多職種協働の実践、 介護技術の確認等を行うことに重点を置いた。

②「実習施設・事業等(Ⅱ)」

一つの施設・事業等において一定期間以上継続して実習を行う中で、利用者ごとの介護計画の作成、実施後の評価やこれを踏まえた計画の修正といった一連の介護過程のすべてを継続的に実践することに重点を置いた。